

## 2.8 Taxation of tobacco products

2.8.2 How are the excise taxes levied (what types of taxes are levied)?

•More complex structure

	Customs Duty	Duty on Tobacco products (National)		Duty on Tobacco products (Local)		Consumption Tax
		Tobacco tax	Special tobacco tax	Prefectural tobacco tax	Municipal tobacco tax	
Domestic products						
Cigarettes	-	¥5,302/thousand pieces	¥820/thousand pieces	¥860/thousand pieces	¥5,262/thousand pieces	Current:5% Revised:8%
Cigars	-	"	"	"	"	"
Pipe tobacco	-	"	"	"	"	"
Imported products						
Cigarettes	Free	¥5,302/thousand pieces	¥820/thousand pieces	¥860/thousand pieces	¥5,262/thousand pieces	Current:5% Revised:8%
Cigars	16%	"	"	"	"	"
Pipe tobacco	29.8%	"	"	"	"	"

Note 1: Duty on tobacco products is based on the number of cigarettes. One gram of cigars or pipe tobacco is regarded as one piece of cigarette.

2: The tax rate is based on provisions of relevant domestic laws as of January 2014.

3: Revised consumption tax rate will be applied from April 1, 2014.

**【資料】**

たばこ税及びたばこ特別税の現在の税率の根拠法令：(前回と同じく添付(別紙1))※なお、別紙番号は仮置き(以下同じ)

道府県たばこ税及び市町村たばこ税の現在の税率の根拠法令：(前回と同じく添付(別紙2))

たばこ税及びたばこ特別税の税率の根拠法令

○ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）

（税率）

第十一条 たばこ税の税率は、千本につき五千三百二円とする。

2 省略

○ 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律  
（平成十年法律第百三十七号）

（税率）

第八条 たばこ特別税の税率は、千本につき八百二十円とする。

2 省略

消費税の税率の根拠法令

○ 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

（税率）

第二十九条 消費税の税率は、百分の四とする。

※平成26年4月1日から、消費税の税率が「百分の六・三」に改正される。

道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の根拠法令

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

- ・道府県たばこ税  
（たばこ税の税率）

第七十四条の五 たばこ税の税率は、千本につき八百六十円とする。

- ・市町村たばこ税  
（たばこ税の税率）

第四百六十八条 たばこ税の税率は、千本につき五千二百六十二円とする。

地方消費税の税率の根拠法令

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（地方消費税の税率）

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、百分の二十五とする。

※国税である消費税の税率は4%であり、地方消費税の税率は消費税額の25%であるので、消費税率で換算すると、地方消費税分は1%となる。

※平成26年4月1日から、地方消費税の税率が「六十三分の十七」に改正される。改正後、国税である消費税の税率は6.3%であり、地方消費税の税率は消費税額の $17/63$ であるので、消費税率で換算すると、地方消費税分は1.7%となる。